

鳥取地方労働審議会 第17回家内労働部会

1 日 時 令和7年12月19日（金）10時00分～11時05分

2 場 所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

【委員】

公益委員 佐藤委員、道前委員、中野委員

家内労働者代表委員 浅山委員、山下委員、吉岡孝子委員

委託者代表委員 榎本委員、西村委員、吉岡きよ乃委員

【事務局】

鳥取労働局 高橋労働基準部長、中塚賃金室長

清水賃金室長補佐、川島賃金指導官、山田専門監督官

4 議 事

- (1) 部会長・部会長代理の選出について
- (2) 和服裁縫業最低工賃に関する実態調査結果について
- (3) 和服裁縫業最低工賃の改正等について
- (4) その他

5 資料目次

- (1) 鳥取地方労働審議会家内労働部会委員名簿
- (2) 家内労働法
- (3) 家内労働法第4条第2項及び第8条第1項の審議会を定める政令
- (4) 家内労働法施行規則（抄）
- (5) 厚生労働省組織令
- (6) 地方労働審議会令
- (7) 鳥取地方労働審議会運営規程
- (8) 鳥取地方労働審議会家内労働部会運営規程
- (9) 鳥取県の最低工賃
- (10) 第15次最低工賃改正計画
- (11) 鳥取県和服裁縫業最低工賃の審議について【工程表】

(12) 令和7年度 和服裁縫業最低工賃に関する実態調査報告書

(13) 和服裁縫業最低工賃関係資料

---机上配布資料---

家内労働のしおり

6 議事内容

○清水賃金室長補佐

おはようございます。それでは、定刻となりましたので、ただ今より鳥取地方労働審議会第17回家内労働部会を開催します。

本日はお忙しい中、出席いただき、ありがとうございます。

本日、道前委員は少し遅れる旨の連絡をいただいておりますし、公益代表の佐藤委員はリモートで出席いただいております。現在9名の委員のうち8名の委員の出席をいただいておりますので、地方労働審議会令第8条第3項に規定する定足数は満たしており、本部会が有効に成立している旨を報告します。

また、本日の家内労働部会は議事を公開することとしていましたが、傍聴希望はありませんでした。

それでは、審議に入ります前に、労働基準部長の高橋より挨拶申し上げます。

○高橋労働基準部長

改めまして、おはようございます。労働基準部長の高橋です。本日は年末のお忙しい中、参集いただきまして、誠にありがとうございます。また、委員の皆様方には日頃から労働行政の円滑な運営につきまして、御理解と御協力を賜っておりますことを、この場を借りて御礼申し上げます。

〔道前委員入室〕

○高橋労働基準部長

さて、今年度は第15次鳥取県最低工賃改正計画の初年度に当たります。本計画によりますと、今年度は鳥取県和服裁縫業最低工賃の見直しについて審議する予定となっております。委員の皆様方におかれましては、鳥取県最低賃金が昨年を上回る引上げとなっており、また、消費者物価も引き続き上昇している中で、県内の家内労働者の方、それから委託者の方の現状も踏まえつつ、鳥取県和服裁縫業最低工賃の見直しの必要性について、本日、審議いただきますように、お願い申し上げます。

○清水賃金室長補佐

次に委員と事務局の紹介をさせていただきます。本年度は審議会委員の改選がございましたので、新規の委員の方もいらっしゃいます。まずは委員の方々と事務局職員の紹介をさせていただきます。お手元にお配りしております資料ナンバー1鳥取地方労働審議会家内労働部会員名簿を御覧ください。名簿順にお名前をお読みします。

〔委員・事務局紹介〕

○清水賃金室長補佐

それでは、議事に入らせていただきます。

議事（1）の部会長及び部会長代理の選出についてです。資料15ページの地方労働審議会令第6条第4項の規定により、部会長及び部会長代理は、当該部会に属する公益を代表する委員及び臨時委員のうちから当該部会に属する委員及び臨時委員が選出することとされております。

選出の方法につきましては、慣例により公益代表委員の中から推薦をいただき、皆様にお諮りすることとさせていただいてよろしいでしょうか。

（異議なし）

ありがとうございます。では、どなたか部会長の推薦をお願いします。

○道前委員

中野委員を推薦します。

○清水賃金室長補佐

ただ今、部会長に中野委員を推薦いただきましたが、異議がなければ承認いただいたということでよろしいでしょうか。

（異議なし）

ありがとうございます。それでは、全員の承認をいただきましたので、中野委員に部会長をお願いします。

それでは、中野部会長に挨拶と部会長代理の指名をいただきます。

○中野部会長

おはようございます。部会長をさせていただく中野です。今回、また新しい委員の皆様の意見を聴きながら部会報告を取りまとめていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、部会長代理を道前委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○道前委員

はい。

○中野部会長

では、よろしくお願いします。

○清水賃金室長補佐

ありがとうございます。部会長代理に道前委員を指名いただきましたので、道前委員に部会長代理をお願いします。

それでは、道前部会長代理に挨拶をいただきます。

○道前部会長代理

道前と申します。もともと県庁職員から、今は短大で教員をやっております。

私の息子が昔から着物が好きで和裁専門学校に進みましたが、それを職に生かすということが出来ておらず、最低工賃についても人ごとではないという気持ちがありますので、よろしくお願いします。

○清水賃金室長補佐

ありがとうございます。

それでは、中野部会長、この後の議事進行をよろしくお願いします。

○中野部会長

それでは、議事に入る前に部会の進行、議事録の公開について、事務局から説明をお願いします。

○中塚賃金室長

議事録の公開について、委員の皆様にお諮りしたいと思います。

資料ナンバー7の18ページを御覧ください。

鳥取地方労働審議会運営規程の第6条の第2項において、議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合などにおいては、会長は、議事録及び会議の資料の全部又は一部を非公開にすることができる旨が規定されております。

この条項につきましては、第10条で、部会における準用と、会長は部会長と読み替えてできるものと規定されております。また、資料21ページの鳥取地方労働審議会家内労働部会運営規程第3条にも会議の公開について同様の規定がございます。本日の議事録及び会議資料の公開の取扱いについて確認をお願いします。

○中野部会長

ただ今、事務局より議事録及び会議の資料の公開について説明がありましたが、公開の取扱いとしたいと思いますが、皆様、よろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、公開するという事で事務局は対応をお願いします。

○中塚賃金室長

承知しました。

○中野部会長

では、議事2番目、和服裁縫業最低工賃に関する実態調査結果について、事務局よりお願いします。

〔資料説明〕

○中野部会長

ありがとうございます。

ただ今の事務局の説明について、委員の皆様から質問等ありましたらお願いします。

○西村委員

委託者委員の西村です。資料3 1ページの項番4の最低工賃改正に関する意見、要望等について、なしという回答ですが、この回答は委託者側、家内労働者側、どちらのものか、念のために確認させてください。

○中塚賃金室長

この実態調査は委託者しか行っておりませんので、委託者側の意見がなしということでお考えください。

○西村委員

承知しました。

○中野部会長

ほかに意見のある方はいらっしゃいますか。

(なし)

では、議事を進めてまいります。3番目、和服裁縫業最低工賃の改正等について、事務局から説明をお願いします。

○中塚賃金室長

それでは、説明させていただきます。

審議の方向性としましては、最低工賃の一部又は全部を改正する場合、据置きとする場合、それから最低工賃そのものを廃止する場合があります。これらを踏まえて今後の審議について、２７ページの資料ナンバー１１の工程表に沿って説明します。

まず、１番目に最低工賃の一部又は全部の改正が必要であると本部会でまとまった場合は、通常ですと家内労働部会の審議結果を鳥取地方労働審議会に報告し、鳥取労働局長から鳥取地方労働審議会会長宛てに最低工賃の改正決定について諮問させていただいております。本年度は３月開催予定の鳥取地方労働審議会まで相当な期間がございしますが、物価の上昇が続いている中で、家内労働者の労働条件の改善等について速やかに審議する必要があると考えております。

したがって、資料をお戻りいただきまして、１７ページの資料ナンバー７、鳥取地方労働審議会運営規程を御覧ください。審議会の会議について第２条第２項に「審議会は、前項の規定にかかわらず、その議事が諮問のみの場合にあっては、労働局長から会長宛て諮問文を発出することをもって、会議の招集に代えることができる。」と規定されておりますので、今回はこの規定を適用したいと考えております。

具体的には、審議会会長から労働局長宛ての家内労働部会の結果報告と、労働局長から審議会会長宛ての諮問を会議での招集を省略して、書面にて行うこととします。諮問に伴いまして最低工賃の改正金額の審議を行う場合は、最低工賃専門部会の設置となりますので、併せて審議会会長から専門部会委員を御指名いただきます。

このことにつきましては、１２月１６日に開催されました第４９回鳥取地方労働審議会において委員の皆様の説明の上、了解をいただいております。そして、最低工賃専門部会における審議の結果に基づき答申を行い、答申要旨の公示と異議申出の受付、改正された最低工賃の官報手続を経て、官報公示後に効力が発生する流れになります。

なお、最低工賃専門部会は今のところ１月から２月にかけて開催し、３月に開催予定の鳥取地方労働審議会に結果を報告する予定です。これが１番目の、全部又は一部の改正が行われた場合です。

続いて、２番目に、最低工賃額を据え置くと本部会でまとまった場合には、この家内労働部会の検討結果として、据置きが妥当であるとの部会報告を取りまとめます。３月に開催予定の鳥取地方労働審議会へその旨を報告いただきまして、審議は終了となります。こちらが据え置く場合の扱いです。

最後に、廃止の検討が必要であると本部会でまとまった場合には、３月に開催予定の

鳥取地方労働審議会に廃止の検討が必要である旨の部会報告を行い、その後、審議を行っていただくこととなります。

以上のような方向性を踏まえて、皆様の審議をお願いします。

○中野部会長

ありがとうございます。

ただ今、事務局から説明がありましたが、今日の部会で改正するか、据え置くか、廃止するか、この3つについて部会として報告することになります。その中で、改正となった時は、通常の審議の流れとは少し違う流れになりますが、そういうところを今日の部会で決めていきたいと思っています。

先ほど事務局から説明がありましたように、今日の資料を使って皆様にこれから意見を聴かせていただいて、取りまとめていきたいと思っていますが、その前に、今回新しい委員の方もおられますので、それぞれ打ち合わせをしたいとかありましたら時間を取りますが、家内労働者側はどうでしょうか。

○山下委員

家内労働者委員の山下です。今回新たに2名代わられて、実務者の意見等も意思統一したいと思いますので、もしよければ時間を取っていただきたいと思います。

○中野部会長

では、委託者側、家内労働者側それぞれに分かれて意見をまとめるということで、休会とします。

〔休 会〕

○中野部会長

それでは、再開します。

改正の必要性について、それぞれの側から意見を伺いますので、まずは家内労働者側から意見ををお願いします。

○山下委員

家内労働者側で実務者の意見を聞かせていただきました。その中で今回の改正についてですが、前回改正をされて、他県の状況も見た中で鳥取県和服裁縫業最低工賃の改正については据え置いてもいいのではないかとというところで話がまとまりました。

しかし、他県では廃止というところも出てきてはいますが、鳥取県の和服裁縫業最低工賃は維持をしてほしいということで、我々としても伝統ある和服裁縫業の数はどんど

ん減ってはきているものの、技術をしっかり継承していただきたいということもあり、残していただきたいという意向も表明しておきます。

また、実務者の中には家内労働の最低工賃を知らないという方もいらっしゃるという話もありまして、労働局には、改正があってもなくても、この最低工賃の周知を徹底していただきたいという願いもありました。

○中野部会長

ありがとうございます。

ほかの家内労働者委員の方はいいですか、よろしいですか。

(なし)

では、委託者側、お願いします。

○西村委員

委託者委員の西村が説明をさせていただきますが、結論から申し上げますと家内労働者側と同じということで、今回は見直しの必要が無く、据置きでいいのではないかと思います。

この結果に至った判断のポイントですが、一つ目は資料の中にもございましたが、鳥取県の現在の金額ですが、昨年見直しがあったということもあり、他県と比較して相対的に高い金額ということで、委託者としては出来上がった製品の価格競争力を維持しないといけないので、この最低工賃が他県と比較して上がり過ぎると、結果的に発注先を替えざるを得なくなります。

具体的に言うと島根は全ての工賃が鳥取県よりも安いので、発注先を島根の家内労働者をお願いをするということにならざるを得ないということも出てくるかと思います。

そういったことは委託者としても避けるべきだという認識もありますので、可能であれば相対的に同程度の金額を維持するというのも一つのポイントだと思います。

もう一つは、廃止についてですが、確かに委託者も、家内労働者も母数としては凄く少なくなっているというところはあるのですが、全ての家内労働者が委託者と対等に交渉ができるかという、そういうこともなかなか難しい状況もあろうかと思うので、現状、廃止というところまでは必要ないといえますか、今後、必要に応じて見直しをするという、今の仕組みを維持するということは必要ではないかという意見もありましたので、今回は据置きということでお願いします。

○中野部会長

ありがとうございます。ほかの委託者委員の方はいいですか。

(なし)

では公益委員の方で、どなたか意見ををお願いします。

○道前部会長代理

鳥取県の最低工賃は他県と比べると確かに高いですが、それでも決して金額としては高くはありません。それで、一番心配することは和裁士の方でも辞められる方が大半で、高齢化するとなると、この先、残っていくのだろうかという心配は強いです。

だから私も今回は改正を見送るとしても、最低工賃制度は家内労働者を守るという面もあると思いますので、そこは尊重して廃止まで至らずに残しておいていただきたいと思います。

委託者も売れなければどうしようもないのですが、鳥取県から和裁士の方が全くいなくなる可能性だってないわけじゃないと考えてしまうと、本当に最低工賃がどれだけの助けになるかは分かりませんが、少しは守る機能はあると思いますので今回は改正見送りとしても、制度自体は残しておいていただけたらと思います。

○中野部会長

ありがとうございます。佐藤委員は何か発言はありますか。

○佐藤委員

家内労働者、委託者双方の意見を尊重します。

○中野部会長

ありがとうございます。

皆様の意見を総合的にまとめますと、家内労働者側、委託者側、公益側の中で今回は据え置いて、改正の必要なしということがいいのではないかと、ただし、委託者数と家内労働者数は減少していますが、廃止までは求めていないということで、まとめたいと思います。

では、改正の必要なしということで、審議会に部会報告したいと思いますが、皆様、全会一致でよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

では、改正の必要なしというところで部会報告をしたいと思いますので、事務局は報告案の作成をお願いします。その間、休会とします。

〔休 会〕

○中野部会長

それでは、再開します。

報告案が皆様のお手元にあると思いますが、事務局より読み上げをお願いします。

〔報告案の読み上げ〕

○中野部会長

ありがとうございます。

ただ今の部会報告案のとおり、地方労働審議会に部会報告したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

では、案を取ったものを部会報告としますので、よろしくお願いします。

○中塚賃金室長

承知しました。

○中野部会長

では、議事４番目、その他になりますが事務局からありますか。

○中塚賃金室長

事務局からは特にありません。

○中野部会長

では、先ほどの発言にありました周知の関係で山下委員お願いできますか。

○山下委員

先ほど実務者から周知の仕方というところで、家内労働者の中に最低工賃を知らないという方もいらっしゃるということで、今まで労働局から呉服店さんにこういうふうになりましたよと周知されても、そこから実務者に下りていないというケースが多々あるようで、呉服店を通さない形で、家内労働者の方に周知ができないかというお願いです。

人数も少なくはなっていており、個別に周知できるのかということもありますが、できれば家内労働者の全ての人が最低工賃というものの存在や、今回は据え置かれましたよという事実をしっかりと知れるようにして欲しい、これは労働局へのお願いになります。

○中野部会長

ありがとうございます。最低工賃の周知について、現在どうなっているか、また今後どうするかなど事務局でありましたらお願いします。

○高橋労働基準部長

労働基準部長の高橋です。一般的に最低賃金もそうですが、いわゆるマスコミ報道ですとか、ホームページ掲載、それから、技能士団体等の業種団体を経由して周知広報をしているというのが実情です。

実際問題、家内労働者個人を労働局として把握はしておりません。届出も委託者が対象になっていますので、委託者は把握しているのですが、なかなか家内労働者自身の個人の情報までは把握してないというのもありまして、委託者を経由して工賃がこうに変わったというのを家内労働者の方に周知してほしいという依頼文を発出して周知をしているという実情です。

委託者から家内労働者の方の個人情報を集めるというのも、個人情報保護の関係で慎重にしなければいけない部分もありまして、今回、家内労働者側からそういった意見があったことは踏まえまして、今後どのような周知の仕方があるかについては、吉岡孝子委員とも相談させていただきながら考えたいと思いますので、よろしくお願いします。

○中野部会長

ありがとうございます。周知の件について、委託者側はどうですか、何か意見はありますか。吉岡きよ乃委員お願いします。

○吉岡き委員

本当に難しいなと思いました。当社を通して家内労働者の方に労働局さんからのアンケートを預かり、作業者本人から封をした物を頂いて、信頼して頂いて、まとめて労働局さんにお渡しするような形でやっていますが、本当にそれが個人の委託者から、また個人の家内労働者さんへ預ける過程といったら、なかなか難しいのではないかなと思いました。そして、そういうコミュニティに入ることをよしとしない家内労働者の方もあるのかもしれないという、状況が把握し切れないのではないかなと思いますので、本当に吉岡孝子委員の苦勞もお察しします。

○中野部会長

ありがとうございます。この周知の方法については、また考えてみたいという具合に思っていますので、皆様、よろしくお願いします。

それでは、本日の議事を全て終わりましたが、皆様よろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、本日のこの部会は以上で終了したいと思います。皆様、お疲れさまでした。